

# 介護保険施設の居住費と食費の 自己負担額の軽減について



■問合せ 福祉介護課介護保険係 ☎029-885-0340 (内)113

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院）に入所した場合や、ショートステイ（短期入所生活介護・短期入所療養介護）を利用した際の費用として、施設サービス費の自己負担分（1～3割）の他に、居住費・食費・日常生活費は利用者の自己負担となっています。しかし、低所得等の理由により自己負担が困難と認められる方には、その方の世帯の所得に応じて自己負担限度額が設けられており、居住費と食費の負担が軽減されます。認定を受け自己負担限度額の適用を受けるためには、役場福祉介護課まで申請が必要です。

## 自己負担限度額（1日あたり）

段階	所得の状況	預貯金等の資産の状況	居住費（滞在費）				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室	多床室	施設	ショート ステイ
1	生活保護受給者等	要件なし	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
	老齢福祉年金受給者	単身1,000万円以下 夫婦2,000万円以下						
2	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 80万円（※ <sup>1</sup> ）以下	単身 650万円以下 夫婦1,650万円以下	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
3-①	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 80万円（※ <sup>1</sup> ）超 120万円以下	単身 550万円以下 夫婦1,550万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
3-②	前年の合計所得金額＋ 年金収入額が 120万円超	単身 500万円以下 夫婦1,500万円以下	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
4	基準額（国が示した標準的な金額）		2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	（※ <sup>2</sup> ） 437円 (915円)	1,445円	1,445円

※（ ）内の金額は介護老人福祉施設に入所した場合または短期入所生活介護を利用した場合の額です。  
 ※年金収入額には、課税年金だけでなく、非課税年金（遺族年金・障害年金等）も含まれます。  
 ※世帯分離している配偶者の課税状況と資産も判断材料となります。  
 ※第2号被保険者は、利用者負担段階に関わらず、以下の場合対象となります。  
 ・預貯金等の資産が、単身1,000万円以下、夫婦2,000万円以下。

### 【令和7年8月からの変更点】

※<sup>1</sup> 80万円から80.9万円に変更されます。

※<sup>2</sup> 一部の介護老人保健施設および介護医療院の多床室の居住費の基準額が697円に変更されます。

## 現在認定を受けている方は、再度申請が必要です

介護保険負担限度額認定証の有効期限は令和7年7月31日までです。  
 現在認定を受けている方を対象に、6月中旬に申請書を送付します。  
 引き続き制度を利用するには、改めて申請が必要です。お忘れなく早めのお手続きをお願いします。